

【図書館友の会全国連絡会要望に対する文部科学省回答】

平成 21 年 6 月 30 日

図書館友の会全国連絡会
代表 佐々木順二 様

件名： 公立図書館の振興を求める要望書の回答について

2009 年 5 月 26 日付けにて要望のありました標記のことについて、別添のとおり回答いたします。

文部科学省生涯学習政策局社会教育課
図書館振興係長 宗近(むねちか)
TEL:03-5253-4111(内線 2970)
03-6734-2970(夜間直通)
FAX:03 - 6734-3718

公立図書館の振興を求める要望書について (回答)

要望事項 1 20008 年衆参両院の委員会が附帯決議した事項（指定管理者制度の導入による弊害、人材確保、有資格者の雇用確保など）について、実効ある施策を実施して下さい。

要望事項 2 指定管理者制度は図書館になじまないもので、同制度を図書館に適用させないでください。財政危機による指定管理者制度導入及び図書館の崩壊を避けるため、図書館の施設、設備に要する補助金・交付金等の措置を早急に行ってください。

(答)

公立図書館に指定管理者制度を導入するか否かは、第一義的には設置者の判断であり、各設置者において、公立図書館の利用者に対するサービスの充実に資するよう配慮しつつ、指定管理者制度の導入の是非を判断されるよう期待するものです。

しかしながら、公立図書館の運営を指定管理者制度で行うことについては、

- ・指定期間が短期であるため、長期的視点に立った運営が難しい
- ・職員の研修機会の確保や後継者の育成機会の確保が難しくなる

などの問題点も指摘されるところです。

このため、文部科学省では、社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議を踏まえ、公立図書館における指定管理者制度を導入するうえでの留意点や課題等を把握すべく調査研究を行っているところです。

また、図書館の施設整備にかかる補助金については、平成 9 年 7 月の地方分権推進委員会の勧告により地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から補助金の整理合理化が図られたことから、平成 9 年度限りで廃止したところです。

要望事項 3 図書館への「市場化テスト」導入は、指定管理者制度導入が全国各地に起こした問題をさらに拡大深刻化させる恐れがあります。問題が起きる前に、図書館を「市場化テスト」の対象から外して下さい。

(答)

市場化テストは、民間事業者から提案を公募し、競争入札した上で委託し、民間の創意と工夫を反映することによって公共サービスの質の維持及び経費の削減を図ろうとするものであると承知しています。

一部導入されている公立図書館の市場化テストは、指定管理者制度において指摘されている同様の課題を踏まえた適切な対応が必要であると考えます。

要望事項4 県域を越える図書館資料全国搬送システムの資料搬送料を国で負担してください。

(答)

図書館間貸し出しのための図書館資料搬送料については、地域の実情により、受益者もしくは図書館が負担しているものと承知しています。図書館が負担する場合には、第一義的には図書館が措置すべきものと考えます。

なお、図書購入費等については、地方交付税措置をされているところです。

要望事項5 中央教育審議会を含む諸会議を市民が傍聴できるようにしてください。規則等による規制があれば、規則等を変えてください。

(答)

中央教育審議会の会議については、「中央教育審議会の会議の公開に関する規則」(平成21年2月10日中央教育審議会決定)の定めにより原則的に公開としており、同規則第2条により、報道関係者以外の方にも原則的に会議の傍聴を認めています。

その他の会議においては、それぞれ公開の規定により公開されています。

【本件担当】

文部科学省生涯学習政策局
社会教育課課長補佐 宮田
図書館振興係長 宗近
〒100-8959 千代田区霞が関3-2-2
TEL:03-6734-2970
FAX:03-6734-3718

【図書館友の会全国連絡会要望に対する総務省回答】

平成21年7月3日

図書館友の会全国連絡会 殿

総務省自治行政局行政体制整備室

貴会におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

2009年5月7日付け文書にていただきました指定管理者制度及び市場化テスト導入に関する要望書につきまして、以下の通りお答えいたします。

総務省では、新地方行革指針等において、各地方公共団体に対し、民間の能力やノウハウが活用されることにより、コスト削減やサービス向上が図られる業務を選定し、地域の実情に応じ、自主的・主体的に、民間委託の推進などに取り組むよう要請しています。

図書館など公の施設に指定管理者制度及び市場化テストを導入するか否かは、施設の性格や地域の実情等を踏まえ、地方公共団体が判断を行っています。

また、総務省としては、各地方公共団体に対し、委託を行う事務事業について行政としての責任を果たしうるよう、選定基準等の策定、情報公開による透明性の確保など、選定過程における留意事項等について必要な助言を行っているところであり、今後とも、円滑な民間委託の推進が図られるよう、情報提供等を行ってまいりたいと存じます。